

(要領様式第2)

事業計画概要書に対する市長意見書

令和6年7月24日

株式会社丑山工業

代表取締役 丑山利 様

長野市長 荻 原 健 司

令和6年6月19日付けで提出のあった事業計画概要書について、長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第52条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野市篠ノ井塩崎6594-1山二ビル3階 株式会社丑山工業 代表取締役 丑山利	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野市稲里町田牧字芝宮 568番1、568番6、569番4	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	産業廃棄物中間処理施設(破碎施設)	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	ガラスくず類(廃瓦に限り、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)、がれき類(廃瓦に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力	2.64 t / 日(稼働時間8時間)	
(6) 変更の概要(変更許可等の場合)	変更後	変更前
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	(1) 更北稲里田牧第一区藤牧地区自治会の範囲 (2) 更北稲里広田区の範囲 根拠：長野市廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第3第1項(5)	
(8) 関係住民の範囲その根拠	周辺地域内の住民 周辺地域内に事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業を営む者 根拠：条例第45条第2項及び条例施行規則第40条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	令和6年7月28日(日) 午後7時 長野市稲里町田牧 藤牧公民館	

2 市長意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えない ものと考えます。
関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えない ものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関 する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えない ものと考えます。